

出会いの杜公園新規イベント

創出業務

— 審査講評 —

令和8年8月

岡 崎 市

出会いの杜公園新規イベント創出業務事業者選定委員会（以下「選定委員会」という）では、令和8年5月28日及び令和8年7月17日に選定委員会を開催し、提案者の提案内容について厳正かつ公正な審査を行った。

本審査講評は、選定委員会におけるこれまでの審議、審査の過程及び結果について公表するものである

令和8年8月18日

出会いの杜公園新規イベント創出業務事業者選定委員会
委員長 加藤 宏幸

— 目次 —

第1	審査体制	1
第2	選定委員会の開催経過	1
第3	審査の方法	2
1	審査の流れ	2
2	審査の内容	2
(1)	一次審査	2
(2)	加点評価	3
(3)	加点評価項目及び配点	3
(4)	優先交渉権者の決定	3
第4	審査の結果	4
1	審査資格	4
2	一次審査	4
3	加点審査	4
4	結果	5
第5	審査の講評	5

第1 審査体制

本市は、出会いの杜公園新規イベント創出業務（以下「本業務」という。）に係る応募者を選定するにあたり、提案内容を公平、かつ公正に審査するため、本市職員により構成される選定委員会を設置した。本市は、選定委員会による評価の結果をもとに優先交渉権者を選定し、優先交渉権者と本業務に関する契約を締結する。選定委員は以下のとおりである。

区分	氏 名	所属・役職
委員長	加藤 宏幸	都市基盤部長
委員	富田 浩也	総合政策部交流戦略課長
委員	奥田 信	都市基盤部公園緑地課長

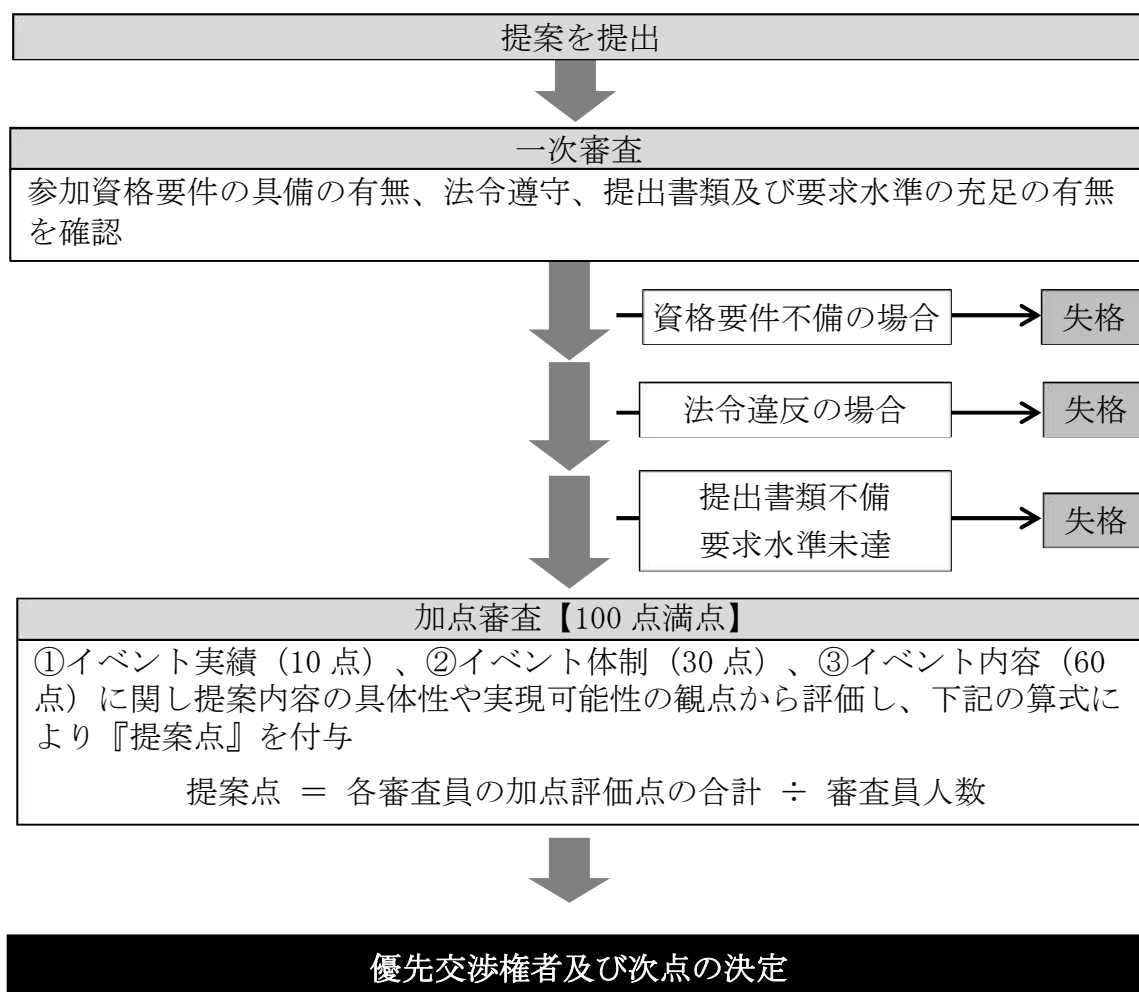
第2 選定委員会の開催経過

日時	会議名	主な議題
令和8年5月28日	第1回選定委員会	(1) 募集について (2) 選定方法について (3) 今後のスケジュールについて
令和8年7月17日	第2回選定委員会	(1) 優先交渉権者選定

第3 審査の方法

1 審査の流れ

審査の流れは以下のとおりである。



2 審査の内容

(1) 一次審査

提出されたすべての提案等について、以下の審査を行い、要件を満たしていない場合は失格とする。

ア 第一次審査

提出されたすべての提案等について、以下の点について審査する。

(ア) 参加資格の確認

応募者が、資格等を満たしているかを審査する。

(イ) 法令遵守に関する審査

提案等の内容が法律、条例等に違反していないことを審査する。

(ウ) 本要項に照らし適切なものであることの審査

提案等が本募集に照らし、適切なものであることを審査する。審査の

内容は以下のとおり。

- ・提案が、本要項で示した目的や場所等と適合していること
- ・記載すべき事項が示されていること
- ・期間中の運営の確実性が提出された客観的な資料により見込めること

(2) 加點評価

加點評価については、本市が特に重視する項目を評価項目として設定し、これらに関して、優れた工夫や配慮がされている提案、その他、独自性、革新性の高い提案に対して、提案内容の具体性や実現可能性の観点から評価する。

加點評価の採点方法は、各評価項目について、以下に示す4段階評価により得点を付与する。

評価	イベント実績	評価内容	採点基準
A	3件以上	秀でて優れている	配点×1.00
B	2件	優れている	配点×0.75
C	1件	提案は評価する	配点×0.50
D	0件	特に優れた点は見当たらない	配点×0.25

各審査員の加點評価点を合計し、審査員数で割った値を提案点とする。

$$\text{提案点} = \text{各審査員の加點評価点の合計} \div \text{審査員人数}$$

提案点は、小数点以下第3位の数字を切り捨て、小数点第2位までを点数として算出する。

(3) 加點評価項目及び配点

選定委員会において以下の評価項目及び配点（100点満点）により、提出された提案等に対する加點評価を行う。

評価項目		配点
加點審査(100点)	イベント実績	10点
	イベント体制	60点
	イベント内容	30点

(4) 優先交渉権者の決定

評価の合計点の上位2者を優先交渉権者として選定する。ただし、同点の場合は、提案点のうち、様式3-3イベント内容の上位者を優先交渉権者として選定するものとする。優先交渉権者がやむを得ない事由により契約を辞退した場合又は資格喪失要件に該当した場合は、次の上位得点者を優先交渉権者として選定するものとする。

なお、審査の結果により、評価の合計点が 60 点を上回る者がいなかった場合は、優先交渉権者は該当なしとし、評価の合計点が 60 点を上回る者が 1 者のみであった場合は、優先交渉権者は 1 者とする。

第 4 審査の結果

1 資格審査

令和 8 年 7 月 10 日に受付を行った結果、3 者からの応募があった。

A（以下「a」という。）

B（以下「b」という。）

C（以下「c」という。）

2 一次審査

本市は、a、b 及び c から提出された提案等について、実施要領に記載した一次審査の内容を満たしていることを確認し、一次審査を合格とした。

3 加点審査

選定委員会において十分な議論を行ったうえで、選定基準に基づき、各選定委員が 4 段階評価を行い、その平均値を得点として付与した。

加点項目審査の結果は次の表に示すとおりである。

審査項目	配点	a	b	c
イベント実績				
イベントの実績があるか。	10	10.00	10.00	2.50
イベント体制				
担当者が明確であり、イベントに合わせた資格等有しているか。	10	6.66	5.83	2.50
実施体制が明確になっているか。	10	5.00	5.00	5.00
イベントを安全・安心に行うための提案や体制などを有しているか。	10	5.83	6.66	5.00
イベント内容				
出会いの杜公園を活かしたイベント内容であるか。	20	8.33	11.66	10.00
単なるイベントではなく、継続性を意識したイベントであるか。	20	10.00	10.00	10.00
社会的トレンドなどを踏まえたイベントであり、集客含めて検討されているか。	10	5.83	5.00	6.66
地元団体等との連携等が意識されているか。	10	4.16	5.00	5.00
合計	100点	55.81 点	59.15 点	46.66 点

4 結果

選定委員会は、60点を上回る者がいなかったため、優先交渉権者は該当なしとした。

第5 審査の講評

審査項目	評価した点
イベント実績	a 及び b は豊富な実績を評価した。c は実績として記載していただいたものが未来の実施予定のものであったため、実績としては判断できなかった。
イベント体制	a は、誰が担当し、どうイベントを仕立てていくか明確な提案がされており評価した。b は、経験を生かした安定した体制を評価した。c は地域団体や関係者と連携した体制について評価した。
イベント内容	a は、斬新な提案について評価しつつ、出合いの杜公園そのものの今後についても考えていることについて評価した。b は、実績のあるイベントをわかりやすく提案している点を評価した。c はこれまでにないイベントの提案であり、社会課題の解決に対する意欲含めて評価した。

提案は、短期間であるにもかかわらず応募者自らによる創意工夫が盛り込まれた優れた提案であり、提案書作成における努力に対して敬意を表する。

選定委員会では、選定基準に則り、各審査項目について厳正かつ公正に審査を行った結果、優先交渉権者を該当なしとした。

今後それぞれの提案についてさらなる検討をしていただくことを要望するとともに、市には以下に留意して再募集を実施していただきたい。

- ・本業務は市からの委託業務であるため、委託料を活かしてどのようにイベントがより良いものになるのか等が評価ポイントであることを募集実施要領に明記されたい。
- ・市としては持続可能なイベントを求めているため、どういう点が評価ポイントになるかを募集実施要領に明記されたい。
- ・出合いの杜公園は賑わい創出の拠点であることから、エリアにも目を向けていくという点が評価ポイントであることを募集実施要領に明記されたい。